

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	個人住民税システム
行政機関等の名称	弘前市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財務部市民税課
個人情報ファイルの利用目的	個人住民税の申告受付、賦課、調査及び犯則取締りを行うため。
記録項目	<p>・納税義務者情報  1 相当年度、2 識別番号、3 個人番号、4 住民種別、5 世帯番号、6 本人氏名（漢字、カナ）、7 生年月日、8 性別、9 郵便番号、10 現住所、11 行政区、12 続柄、13 世帯内順序、14 世帯主氏名、15 納税義務区分、16 申告発行区分、17 申告免除区分、18 強制非課税区分、19 配偶者識別番号、20 住民登録外課税区分、21 住民登録外課税者住民登録市区町村コード</p> <p>課税台帳情報  22 非課税判定区分、23 住民税徴収区分、24 課税台帳異動事由、25 年金特徴中止区分、26 翌年度仮徴収中止区分、27 更正異動年月日、28 事業所番号、29 受給者番号、30 年特義務者コード、31 年金コード、32 年特継続区分、33 控除対象配偶者区分、34 本人該当区分（配未、障害、老年者、寡婦、勤労学生）、35 扶養人数（合計人数、特定扶養人数、年少扶養人数、同居老人扶養人数、老人扶養人数、一般扶養人数）、36 扶養障害者数（合計人数、同居特別障害者内数、特別障害者人数、普通障害者人数）、37 資料区分、38 青白区分、39 配専区分、40 他専人数、41 普徴終了期、42 普徴開始期、43 特徴終了月、44 特徴開始月、45 年特終了月、46 年特開始月、47 特徴一括徴収区分、48 普徴一括徴収区分、49 森林環境税、50 年税額、51 普徴年税額、52 特徴年税額、53 年特年税額、54 公年所得算出税額、55 給年所得算出税額、56 道府県民税額均等割額、57 道府県民税所得割額、58 市町村民税額均等割額、59 市町村民税所得割額、60 軽減免コード、61 都道府県民税軽減免均等割額、62 都道府県民税軽減免所得割額、63 市町村民税軽減免均等割額、64 市町村民税軽減免所得割額、65 通知書発付日</p> <p>・所得情報  66 総所得金額等、67 合計所得金額、68 総所得金額、69 給与所得額情報（給与所得額、給与収入額、専従者給与収入額、特定支出の額、所得金額調整控除額）、70 雑所得額（総合）情報（雑所得額（総合）、公的年金等所得額、公的年金等収入額、公的年金等以外雑所得額（総合課税））、71 事業所得額情報（営業等所得額、農業所得額、特例肉用牛所得額）、72 不動産所得額、73 利子所得額（総合）、74 配当所得額（総合）、75 譲渡所得額（総合）情報（譲渡所得額（総合）、長期譲渡所得額（特別控除前）、特別控除額（長期譲渡所得）、短期譲渡所得額（特別控除前）、特別控除額（短期譲渡所得））、76 一時所得額（総合）、77 山林所得額、78 退職所得額（総合）、79 譲渡所得額（申告分離）情報（譲渡所得額（申告分離）、長期一般所得額（特別控除前）、特別控除額（長期一般所得）、長期特定所得額（特別控除前）、長期特定所得額、長期軽課所得額（特別控除前）、特別控除額（長期軽課所得）、短期譲渡所得額（特別控除前）、特別控除額（短期譲渡所得）、短期一般所得額（特別控除前）、特別控除額（短期一般所得）、短期軽減所得額（特別控除前）、特別控除額（短期軽減所得））、80 株式等譲渡所得額（申告分離）情報（株式等譲渡所得額（申告分離）、一般株式等譲渡所得額、上場株式等譲渡所得額、</p>

	<p>8 1 上場株式等配当等所得（申告分離）、8 2 先物取引雑所得額（申告分離）、8 3 条約適用利子等の額、8 4 条約適用配当等の額、8 5 特例適用利子等の額、8 6 特例適用配当等の額、8 7 繰越控除額情報（繰越控除額、純損失繰越控除額、居住用財産譲渡損失繰越控除額、特定居住用財産譲渡損失繰越控除額、上場株式等譲渡損失繰越控除額、特定株式等譲渡損失繰越控除額、先物取引差金等決済損失繰越控除額、雑損失繰越控除額）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 控除情報</li> </ul> <p>8 8 雑損控除額、8 9 医療費控除額、9 0 社会保険料控除額、9 1 小規模共済等掛金控除額、9 2 生命保険料控除額、9 3 寡婦控除額、9 4 ひとり親控除額、9 5 勤労学生控除額、9 6 障害者控除額、9 7 配偶者控除額、9 8 配偶者特別控除額、9 9 扶養控除額、1 0 0 地震保険料控除額、1 0 1 専従者控除額、1 0 2 基礎控除額、1 0 3 本人該当区分（同一生計配偶者、扶養控除対象、1 6 歳未満扶養親族）、1 0 4 所得控除合計額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 課税標準情報</li> </ul> <p>1 0 5 課税所得額（課税標準額）、1 0 6 計算所得_道府県民税額、1 0 7 計算所得_市町村民税額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計算過程税額情報</li> </ul> <p>1 0 8 都道府県民税_税額控除前所得割額、1 0 9 都道府県民税_調整控除額、1 1 0 都道府県民税_調整額、1 1 1 都道府県民税_住宅借入金等特別税額控除額、1 1 2 都道府県民税_寄附金税額控除額、1 1 3 都道府県民税_外国税額控除額、1 1 4 都道府県民税_配当控除額、1 1 5 都道府県民税_配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額、1 1 6 都道府県民税_定額減税前所得割、1 1 7 都道府県民税_定額減税額、1 1 8 道府県民税_軽減前所得割、1 1 9 都道府県民税_軽減前均等割、1 2 0 都道府県民税_控除不足額、1 2 1 市町村民税_税額控除前所得割額、1 2 2 市町村民税_調整控除額、1 2 3 市町村民税_調整額、1 2 4 市町村民税_住宅借入金等特別税額控除額、1 2 5 市町村民税_寄附金税額控除額、1 2 6 市町村民税_外国税額控除額、1 2 7 市町村民税_配当控除額、1 2 8 市町村民税_配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額、1 2 9 市町村民税_定額減税前所得割、1 3 0 市町村民税_定額減税額、1 3 1 市町村民税_軽減前所得割、1 3 2 市町村民税_軽減前均等割、1 3 3 市町村民税_控除不足額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 期割情報</li> </ul> <p>1 3 4 特徴期割税額、1 3 5 特徴期割充当額、1 3 6 普徴期割税額、1 3 7 普徴期割充当額、1 3 8 年特期割税額、1 3 9 現年度年特仮徴収義務者コード、1 4 0 年度年特仮徴収期割税額、1 4 1 翌年度年特仮徴収義務者コード、1 4 2 翌年度年特仮徴収期割税額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 扶養情報</li> </ul> <p>1 4 3 扶養者識別番号、1 4 4 扶養関係区分、1 4 5 専従区分、1 4 6 障害区分、1 4 7 扶養区分、1 4 8 専従者控除額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務別送付先情報</li> </ul> <p>1 4 9 税目コード、1 5 0 開始年月、1 5 1 終了年月、1 5 2 送付先名称、1 5 3 郵便番号、1 5 4 送付先住所、1 5 5 行政区コード、1 5 6 電話番号、1 5 7 異動理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 代納情報</li> </ul> <p>1 5 8 税目コード、1 5 9 開始年度、1 6 0 終了年度、1 6 1 代納者区分、1 6 2 異動理由、1 6 3 代納者識別番号</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 納組情報</li> </ul> <p>1 6 4 税目コード、1 6 5 開始年月、1 6 6 終了年月、1 6 7 納組コード、1 6 8 異動理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 振替口座情報</li> </ul> <p>1 6 9 税目コード、1 7 0 開始年月、1 7 1 終了年月、1 7 2 金融機関コード、1 7 3 支店コード、1 7 4 口座種別、1 7 5 口座番号、1 7 6 口座名義人カナ、1 7 7 口座名義人名、1 7 8 新規振替区分、1 7 9 異動理由</p>
--	--

記録範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一月一日時点で弘前市の住民基本台帳に記録されている個人（過去7年分を含む）</li> <li>・一月一日時点で弘前市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で弘前市内に住所を有しない者（過去7年分を含む）</li> <li>・一月一日時点で弘前市の住民基本台帳に記録されていない個人で弘前市内に住所を有する者（過去7年分を含む）</li> </ul>	
記録情報の収集方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納税義務者からの市民税県民税申告書</li> <li>・税務署からの所得税の確定申告書（修正申告書、更正の決定を含む）</li> <li>・給与の支払をする者からの給与支払報告書</li> <li>・公的年金等の支払をする者からの公的年金等支払報告書</li> <li>・地方公共団体からの申告特例通知書</li> </ul>	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む。	
記録情報の経常的提供先	国税庁、地方公共団体、給与特別徴収義務者、公的年金から特別徴収を行う年金保険者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名称	弘前市財務部市民税課
	所在地	〒036-8551 青森県弘前市大字上白銀町1番地1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル（マニュアル処理ファイル）の種別		<input checked="" type="checkbox"/> 電算処理ファイル <input type="checkbox"/> マニュアル処理ファイル
（電算処理ファイルである場合）		
利用目的及び記録範囲が当該電算処理ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無		<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
備考		